

考えられる検討項目及び着眼点

【審査の手法】

1 システムの活用

(1) システム導入のメリット

《着眼点》

- 労災レセプト電算処理システムの稼働（平成25年9月目途）
機械的なチェックが可能となり、
 - ・ 審査点検における見落としを防止し、適正な審査につながるのではないか。
 - ・ 労働局における業務の効率化、迅速化を期待できるのではないか。

(2) 電子レセプト請求普及の取組み

《着眼点》

- 健康保険との違い
健康保険においては「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」に基づき電子レセプトによる請求の普及が図られてきた。
 - ・ 労災保険においては、健康保険等のように国が法令を改正して請求の方式を電子レセプトでの請求に切り替えることが可能というものではない。
- 医療機関の対応
指定医療機関等がオンライン又は電子媒体による労災診療費の請求を行うには、システム機器やソフトウェア導入等の経済的な負担を伴う対応が必要となる。
 - ・ 指定医療機関の電レセ請求に伴う経済的負担を軽減する措置を講じることが必要か。
- 電子レセプト普及の見込み
 - ・ 電子レセプト請求を普及させるため取組む必要があるのではないか。

(3) 電子レセプト請求の普及目標等

《着眼点》

- 電子レセプト普及の目標設定
 - ・ 労災保険における電子レセプト請求について目標を立てて取り組みを

行うことが必要ではないか。

- 労災レセプトの電子化が見込まれる医療機関等
 - ・ どのような医療機関等が労災レセプトの電子化を早期に実施すと期待できるか。
- 労災レセプトの電子化普及の時期
 - ・ 指定医療機関等が診療報酬改正に伴うシステム対応を図る際に、併せて労災保険のレセプト電子化の対応を図ることが期待できないか。
- 電子レセプト請求の普及目標値
 - ・ 健康保険における電子レセプトでの請求状況から目標値を設定できないか。
- 電子レセプトの普及による削減効果
 - ・ 労災レセプト電算処理システムが稼働し、電子レセプトによる労災診療費の請求が普及すると、レセプト審査事務にあたる職員の業務処理時間の削減が見込まれる。

【審査の範囲】

2 療養の費用における診療行為の労働局での点検

《着眼点》

- 診療行為等の点検
 - ・ 療養の費用請求書の診療行為等の点検を労働局で行う仕組みとすることにより、精度の高い審査になるものと期待できないか。

【審査の精度】

3 審査担当職員の専門性の確保

《着眼点》

- 確保すべき専門性
 - ・ 労災レセプト審査においては、私傷病を排除し業務上と判断される負傷又は疾病に限定することや労働基準監督署長が負傷又は疾病の治ゆの判断を行うための医療効果に係わる情報の把握という労災固有の審査に係る専門性と診療報酬点数表等により定められた保険診療ルールに係る専門性が必要となる。
 - ・ 労災保険においては外科系のレセプトが多いことから、保険診療ルールの部分においても外科系を中心とした審査業務の専門性が求められる。
 - ・ さらに、じん肺、振動障害及び石綿関連疾患等の職業性疾病等の労災特有の疾病に係る医学的知見を審査担当職員に習得させる必要があるか。

○ 研修コストの削減

- ・ 研修等の実施方法の見直しによりコスト削減ができないか。

【その他】

4 指定医療機関の拡大

《着眼点》

○ 労働者の負担軽減

- ・ 被災労働者が、一時的なものとはいえ、療養の費用を負担せずに済むよう、指定医療機関を拡大するための取組みを進めることが必要ではないか。
- ・ 指定医療機関の拡大の取組みは、結果として、監督署における療養の費用の請求の件数の減少につながり、監督署で行っている療養の費用の請求書の審査に係る業務負担を軽減することが可能となるのではないか。

5 国の庁舎への集約化等

《着眼点》

○ 分庁舎の解消

労災レセプトの審査事務が行われている事務室が、民間ビル場合、これが同一の国の庁舎に入居できれば、

- ・ 行政の意思決定や連絡調整のために職員や関係資料が行き来する必要がなくなり効率化が図られるのではないか。
- ・ 国の庁舎に入居することにより、民間ビルの賃貸借料が削減できることにもつながるのではないか。